

2 県立学校体育施設開放事業実施要領

第1条（趣旨）

この要領は、県立学校地域開放事業実施要綱の規定に基づき、広く県民の健康増進及び体力の向上を図るため、県立学校の体育施設を地域住民のスポーツ活動の場の利用に供すること（以下「県立学校体育施設開放事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（管理指導員）

県立学校体育施設開放事業を円滑に推進するため、開放校に管理指導員を配置するものとする。
なお、管理指導員は委嘱時の満年齢が20歳以上の者とする。

- 2 管理指導員は、埼玉県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 管理指導員は、開放校の校長の指示により、開放施設の管理保全及び利用者の指導に当たる。

第3条（利用者の範囲）

開放施設を利用できる者は、スポーツ活動を目的とした県内在住者又は在勤者で組織されている責任者の明確な団体とする。ただし、校長が個人の利用に適すると認めた開放施設にあっては、個人が利用できるものとする。

第4条（団体利用の手続き）

開放施設を団体で利用する場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 利用者は、あらかじめ、登録申請書（団体）〔様式第1号〕に登録者名簿〔様式第1-2号〕を添えて利用しようとする開放校の校長に提出し、登録証〔様式第3号〕及び利用者証〔様式第3-2号〕の交付を受けること。
- (2) 登録証〔様式第3号〕の交付を受けた者が、開放施設を利用しようとするときはあらかじめ開放施設利用許可申請書（団体）〔様式第6号〕に登録証を添えて、利用しようとする開放校の校長に提出し、許可を受けること。なお、この手続きは原則として1ヶ月ごとに行うものとする。
- (3) (2)の手続きにより、行政財産使用の申請・許可とみなす。

第5条（個人利用の手続き）

開放施設を個人で利用する場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書きの規定により個人で利用する者（以下「個人利用者」という。）は、あらかじめ、登録申請書（個人）〔様式第2号〕を提出し、登録証（個人利用カード）〔様式第4号〕の交付を受けること。
- (2) 登録証（個人利用カード）〔様式第4号〕の交付を受けた者は、登録と同時に開放施設利用許可申請書（個人）〔様式第7号〕を開放校の校長に提出し、許可を受けること。
- (3) (2)の手続きにより、行政財産使用の申請・許可とみなす。

第6条（利用者の責務）

利用者は、この要領及び別に定める利用者心得を遵守し、事故防止及び施設設備の保全に努めなければならない。

- 2 利用者は、施設設備・用具等を損傷又は亡失した場合は、その損害について賠償するものとする。
- 3 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、利用者が負うものとする。

第7条（利用許可の取消し）

開放校の校長は、次に掲げる事項のいずれか一に該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この要領及び利用者心得に違反し又は管理指導員の指示に従わないとき
- (2) 利用者が、開放施設を許可した目的以外に使用したとき
- (3) 学校教育上又は施設の管理上支障が生じたとき

(4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき

第8条（経費）

県立学校体育施設開放事業に必要な経費は、県費をもってこれに充てる。

第9条（管理責任）

この要領に基づく県立学校体育施設開放事業の実施に係る管理上の責任は、利用者の責めに帰すべきものを除き、埼玉県教育委員会が負うものとする。

第10条（その他）

この要領に定めるもののほか、県立学校体育施設開放事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

埼玉県立学校体育施設開放事業実施要綱（昭和52年4月1日施行）は廃止する。

2 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

3 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

4 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

5 この要領は、平成29年4月1日から施行する。